

公益財団法人 ASB財団 奨学金規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人ASB財団（以下、「当財団」という。）定款第4条に規定する奨学金の給付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（奨学生の資格）

1. 当財団が奨学金を給付する者は、品行方正、成績優秀でありながら経済的理由によって修学が困難な学生で、長野県内の高校等に通う者とする。
2. 前号の高校等とは、高等学校、高等専門学校をいう。
3. 当財団から学資の給付を受ける者を奨学生と称し、給付する学資を奨学金と称する。

第3条（給付等）

1. 奨学金は、奨学生が進学する高校等の授業料、施設負担金及びその他高校等の成業に必要な費用に充当することを目的として給付する。
2. 奨学金給付総額の上限及び各奨学生の給付額詳細については、理事会が決定する。
3. 奨学金は、第8条及び第11条に規定する場合を除き、返還を要しない。
4. 奨学金の給付は、決定した給付額を、奨学生本人名義の銀行口座に振り込むことにより行う。

第4条（給付期間）

1. 奨学金の給付期間は、奨学生として採用した日が属する年の4月からその者が在学する高校等の最短修業年限の終期が属する月までを最長給付期間とする（財団設立時のみ給付期間の始期は2024年1月からとする）。ただし、奨学生が奨学金の給付を継続して受けるためには、毎年、当財団が指定する書類を提出しなければならないものとする。
2. なお、不採用となった場合、翌年度以降の新規募集への再応募はできる。

第5条（奨学生の募集）

1. 奨学生の募集は、毎年4月から6月にかけて行うものとする。ただし、理事会の決定により、臨時の募集時期を設定することができる。
2. 奨学生の募集は各学校を経由して行う。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の給付

第6条（奨学生の申請手続き）

1. 奨学金受給を志願する者は、以下の書類を、学校を経由して申込みを行うものとする。
 - (1) 願書
 - (2) 在学学校長の推薦状
 - (3) その他募集要項に定められた書類
2. 奨学金受給を志願する者は、各種書類の提出をもって、この規程に同意したものとする。

第7条（採用）

1. 奨学生候補者の採用は、奨学金受給希望者から提出された書類を選考委員が審査し、面談を行い、代表理事へ報告する。代表理事は、その採否を決定し、理事会へ報告するとともに、その採否を在籍する教諭等を経由し、本人に通知する
2. 奨学生候補者に採用された者は、前項の通知を受けた日から所定の期日までに以下の書類を当財団に提出するものとし、当財団がかかる書類を確認した段階で奨学生候補者が奨学生となるものとする。
 - (1) 銀行口座届
 - (2) 当財団が指定する内容の誓約書
 - (3) その他当財団が指定する資料
3. 特別の理由なく所定の期日までに書類が提出されない場合、当財団は採用を取り消すことができる。

第8条（採用の取り消し）

奨学生候補者または奨学生が第18条に該当すると認められた場合、当財団は採用を取り消すものとし、当該奨学生は給付を受けた奨学金を直ちに返還しなければならない。

第9条（奨学金給付の休止、停止及び打ち切り）

1. 奨学生が休学した場合、もしくは3か月以上欠席した場合、または次項の(1)～(10)に該当する可能性が認められる場合、当財団は理事会の決議により次回の奨学金の給付を休止または停止することができる。なお、本条でいう「休止」とは給付時期を延期すること、「停止」とは一定期間の給付を行わないこと、「打ち切り」とは奨学金の給付を受ける権利を取り消し、以後の奨学金給付を行わないことをいう。

2. 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合、当財団は理事会の決議により、奨学金の打ち切りを決定することができる。

- (1) 第12条、第13条に定めた届出の履行を怠った場合
- (2) 第18条に該当すると認められた場合
- (3) 各届出、報告、申請内容を偽装した場合
- (4) 奨学金を支給目的に沿わない用途に使用した場合
- (5) 進級しなかった場合
- (6) 学業成績または素行が不良になった場合
- (7) 奨学金を必要としない理由が生じた場合
- (8) 疾病、不慮の事故、災難などのために成業の見込みがなくなった場合
- (9) 第2条に規定する奨学生としての資格がなかったと判明した場合
- (10) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合

第10条（奨学金給付の再開）

第9条第1項の規定により奨学金の給付を休止または停止された者が、休止または停止されるに至った理由が改善され、給付の再開を願い出たときは、当財団は理事会の決議により奨学金の給付を再開することができる。

第11条（奨学金の返還請求）

1. 第9条第2項の規定により奨学金の打ち切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合、第3条第3項の規定にかかわらず、当財団は理事会の決議により支給した奨学金の一部または全部の返還を求めことができ、この場合、当該奨学生は返還を求められた奨学金を直ちに返還しなければならない。
2. 既に奨学金の給付を満了した奨学生について第9条第2項の事実が発覚した場合、第3条第3項の規定にかかわらず、当財団は理事会の決議により支給した奨学金の一部または全部の返還を求めことができ、この場合、当該奨学生は返還を求められた奨学金を直ちに返還しなければならない。

第3章 奨学生の義務

第12条（当財団が求める各種書類の提出）

奨学生は、奨学金給付を受けるにあたり、当財団より各種書類の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

第13条（異動の届出）

奨学生及び保護者が次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学する場合
- (2) 停学その他の処分を受けた場合
- (3) 病気、事故その他の理由により、欠席が3か月以上にわたると見込まれた場合
- (4) 最短修業年限で卒業できないことが確定した場合
- (5) 他の高校等に編入することが決まった場合
- (6) 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があった場合
- (7) 他の給付型奨学金の給付を受けることが決定した場合
- (8) 当財団の奨学金を辞退する場合

第14条（死亡の届出）

奨学生が死亡した場合には、保護者、教諭等が直ちにその旨を当財団に届け出なければならない。

第15条（奨学金受給の辞退）

奨学生は、奨学金受給の辞退をいつでも申し出ることができる。

第16条（奨学金の返納）

奨学生は、交付された奨学金の一部または全部を当財団にいつでも返納することができる。

第17条（指導への対応）

当財団は、奨学生の自立心の向上を目的として、学業成績及び生活状況に応じた適切な指導を行うことができる。奨学生は、当財団の指導に真摯に対応しなければならない。

第4章 反社会的勢力の排除

第18条（反社会的勢力の排除）

以下に該当する者は、当財団の奨学生となることはできない。

- (1) 本人及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）である者
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者

第5章 補則

第19条（本規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会において行う。

第20条（細則）

この規程の実施について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。